社会保険ひろしま

第881号

1
2022
令和4年

- 【ご案内】短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について
- 【ご案内】標準報酬月額等の被保険者への通知について
- 【ご案内】新型コロナウイルス感染症の影響にともなう報酬の取り扱いについて
- 年金だより
- ひろしま企業健康宣言の参加事業所を募集しています
- 「健診」からはじめよう！健幸生活　～令和4年度　健診のお知らせ～
- ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		57,557	56,981
船舶所有者数		265	344
被保険者数	男性	509,465人	386,991人
	女性	323,288人	267,499人
	船員	3,149人	3,218人

事業主の皆さまへ

令和４年１月号

日本年金機構からのお知らせ

ご案内　短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

平成２８年１０月から、被保険者が常時５００人を超える法人の事業所と個人事業所を特定適用事業所とし、一定の要件に該当する短時間労働者について、社会保険への加入を義務化しています。
令和２年の厚生年金保険法等の改正により、令和４年１０月から、被保険者が常時１００人を超える法人の事業所と個人事業所に勤務する短時間労働者も加入が義務化となります。（令和６年１０月からは、被保険者が常時５０人を超える事業所も対象となります。）
なお、令和４年１０月からは、短時間労働者の適用条件が一部改正となり、従来の「継続して１年以上使用される見込みである」という点が「２カ月を超えて使用される、または使用される見込みである」となっております。すでに特定適用事業所である事業所におかれては、新たに適用となるべき被保険者がいないか確認をお願いします。

Ｑ　加入が義務である短時間労働者について、条件がありますか。
Ａ　令和４年１０月から加入の対象となる短時間労働者は以下の４つの条件にすべて該当する方です。
◇ 週の所定労働時間が２０時間以上　　◇ ２カ月を超える雇用の見込がある
◇ 月額賃金が８．８万円以上　　◇ 学生ではない

Ｑ　短時間労働者の加入についての相談窓口はどこですか。
Ａ　住所地を管轄する年金事務所でご相談ください。年金事務所では、適用拡大に関する対応方針の検討やアドバイスを行う専門家（社会保険労務士）の派遣（専門家活用支援事業）を無料で実施しています。
また、短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

お願い　標準報酬月額等の被保険者への通知について

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された届出により、被保険者（従業員）の「標準報酬月額」等を決定します。
なお、次の（1）～（7）を決定（または改定）した際には、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、決定内容を事業主の皆さまへ通知しています。

（1）被保険者の資格を取得または喪失したこと
（2）標準報酬月額を決定または改定したこと
（3）標準賞与額を決定したこと
（4）強制適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
（5）上記（4）の事業所が認可を受けて適用事業所から脱退したこと
（6）適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が、認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
（7）上記（6）の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。
通知を受けた事業主の皆さまは、決定内容を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。
また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額も被保険者（従業員）にお知らせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内　新型コロナウイルス感染症の影響にともなう報酬の取り扱いについて

現在、令和３年８月から１２月の間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方について、一定の条件に該当する場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（４カ月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とする特例措置を行っております。**【申請期限：令和４年２月２８日（必着）】**

＜提出先＞　管轄の年金事務所
※年金事務所において受付、審査等を行います。通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、事務センターへ郵送しないようご注意ください。

＜提出方法＞　郵送（または窓口提出）または電子証明書を利用した「e-Gov」からの電子申請
※GビズIDを利用した電子申請、電子媒体による申請には現時点では対応しておりませんので、ご留意ください。

※なお、この特例による改定の措置が延長となり、令和４年１月から３月までの間に著しく報酬が下がった方についても、標準報酬月額の改定の特例措置を申請できることになりました。

本取り扱いの詳しい要件や内容については、下部のURLより日本年金機構ホームページをご確認ください。

年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。公的年金制度の普及啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成２２年に設置されました。年金委員は、主に厚生年金保険に加入している会社内で活動する『職域型』と自治会など主に地域で活動する『地域型』の２つに区分されます。
『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。年金委員の具体的な活動内容や推薦方法は、当機構ホームページにてご確認ください。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。
※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ　特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html

ツイッター　公式アカウント　@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP　https://www.nenkin.go.jp/

2201 1017 001（全国）

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いします

2022.1

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

広島支部より新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、弊協会の事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊協会では本年も「健康経営」の更なる普及に注力してまいります。従業員の健康増進に会社全体で取り組むことは、働き方改革とあわせ、今まさに社会の要請、経営者の責務と考えられます。弊支部では、平成28年度から「ひろしま企業健康宣言」を創設し、これまでに2,412社の事業所にエントリーいただき、健康づくりに積極的に取り組んでいただいております。

健康づくりの好循環

また、弊支部では健康経営の普及にあわせ、「健康づくりの好循環」を推進しております。年に一度は必ず健診を受診し、それをベースに保健指導や早期に医療機関を受診することで、重症化予防や健康維持が期待できます。このことは皆様の充実した社会生活の実現、健康意識の高揚につながりますし、健康保険料率の抑制も図られます。「健康づくりの好循環」が更に更に浸透することを願っております。

旧年中は、新型コロナウイルス感染症の拡大や環境変化に伴う災害により、皆様のご苦労も絶えなかったと思います。本年は皆様が平穏に暮らせる一年であってほしいものです。

職員一丸となって健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、本年も引き続き、倍旧のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして、健康で幸多き一年になることを心から祈念申し上げ、謹んで新年のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会広島支部長　神田　和幸

ひろしま企業健康宣言の参加事業所を募集しています

協会けんぽ広島支部では、広島県とともに企業による従業員・ご家族の皆様の健康づくりをサポートするため、「ひろしま企業健康宣言」事業所を募集しています。

1月下旬に、以下のとおり、事業所様にご案内をお送りしますので、是非エントリーしてください!

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

被保険者数2名～9名の事業所様

① ひろしま企業健康宣言リーフレット

ひろしま企業健康宣言は、広島県内で「約2,400社」の事業所にご参加いただき、「健康経営」に取り組んでいます。従業員の人数関係なくエントリー可能です。

①

被保険者数10名以上の事業所様

① ひろしま企業健康宣言リーフレット
② ヘルスケア通信簿

ヘルスケア通信簿は過去３年分の健診結果と医療費データを事業所ごとに集計し、自社の健康課題を「見える化」した分析結果です。

②

同封の「ひろしま企業健康宣言のエントリーシート」を
協会けんぽ広島支部にFAX[082-568-1130]するだけです！

今すぐエントリー

「健診」からはじめよう！健幸生活
～令和4年度 健診のお知らせ～

協会けんぽでは健診費用の補助を行っています。健診機関ではコロナ対策を行っていますので安心してご受診ください。

従業員の方

事業所へ健診案内を送付します

令和4年3月頃に健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付します。

※協会けんぽへの健診申込は不要です。

緑色の封筒でお届けします！

ご家族の方

ご自宅へ受診券を送付します

令和4年4月頃にご家族（40歳以上の被扶養者）の皆様に「受診券」を送付します。

※送付先のご住所は、日本年金機構に登録された従業員様のご住所となります。

黄色の封筒でお届けします！

令和3年度もまだ間に合います！

令和3年度健診受診期限は令和4年3月31日です

家計に優しい ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

※ジェネリック医薬品の在庫がない等の理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合がございますので、予めご了承ください。

対象となる方

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

送付時期

令和4年2月ごろ
ご自宅にお送り
いたします

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではございません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※医師が患者さんの体質・症状などからジェネリック医薬品への変更が適切でないと判断したときなど、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です

また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため先発医薬品よりも３～5割程度安くなる場合があります。

服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています

製剤の小型化	大きさを小さくし飲みやすく改良。
剤形の変更	飲みやすい形状に改良。
味の改良	にがみ等を抑えた味に改良。

※お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、右記までお知らせください。**企画総務グループ ☎082-568-1014**

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは、協会けんぽホームページのチャットボットで行うことができます。
日時を問わずご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

「医療費のお知らせ」チャットボットへのアクセスはこちらから▶

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部　TEL:082-568-1011（代表）

〒732-8512　広島市東区光町1-10-19　日本生命広島光町ビル2F

【ホームページ】https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/

申請書の郵送にご協力ください。

協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります！